「高槻市感染症予防計画」の策定について

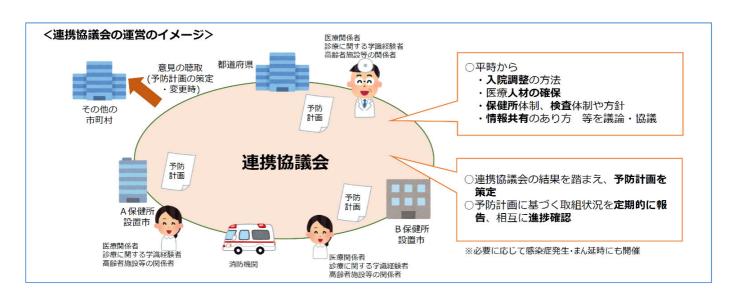
計画策定の背景

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延に備えるため、令和4年12月に、感染症法が改正されたことに伴い、国の基本方針及び都道府県が定める予防計画の記載事項を充実させるほか、保健所設置市区においても新たに予防計画の策定(令和6年4月1日施行)が義務付けられ(感染症法第10条第14項)、感染症対策の一層の充実を図ることとなった。

計画策定体制

都道府県は、今般の新型コロナウイルス感染症対応を含めて、既存の予防計画の修正を行いつつ、都道府 県連携協議会等で議論のうえ、見直しを行う。

また、保健所設置市が新たに策定する予防計画についても、都道府県予防計画と整合性を図りながら、<u>都</u> **道府県連携協議会等で議論し、**策定することとなった。



高槻市保健医療審議会への報告

大阪府の連携協議会で議論し策定する「高槻市感染症予防計画」については、本審議会にその内容を報告するとともに、パブリックコメントを行う。(※別紙スケジュール参照)

高槻市感染症予防計画骨子(案)

はじめに

- 第一章 計画の概要
- 第二章 感染症対策の推進の基本的な考え方
- 第三章 各論
- 第1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
- 第2 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
- 第3 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項 【府】・【市】
- 第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項 【府】
- 第5 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
- 第6 宿泊施設の確保に関する事項【府】
- 第7 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- 第8 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整又は指示の方針に関する事項
- 第9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項 【府】・【市】
- 第10 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項 【府】・【市】 |
- 第11 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の 提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する 事項
- 第12 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
- 第13 その他感染症の予防の推進に関する重要事項
- 第14 特定感染症予防指針等に定められた疾患への対応
 - (注) 【府】: 大阪府が数値目標設定 【市】: 高槻市が数値目標設定